

平成25年第6回函館市教育委員会定例会 会議録

- 1 日 時 平成25年6月4日(火) 午後1時30分
- 2 場 所 教育委員室
- 3 出席委員 橋田委員長, 河村委員, 小葉松委員, 佐藤委員, 山本委員
- 4 欠席委員
- 5 事務局 政田生涯学習部長, 小山学校教育部長, 平井生涯学習部次長,
対馬生涯学習部次長, 渡邊管理課長
- 6 傍聴者 なし
- 7 付議事項
 - 日程第1 議案第1号 函館市立学校職員服務規程の一部改正に関し, 議決を求めること
について
 - 日程第2 議案第2号 函館市社会教育委員の解任に関し, 議決を求めることについて
 - 議案第3号 函館市社会教育委員の委嘱に関し, 議決を求めることについて
 - 議案第4号 函館市青少年芸術教育奨励事業企画推進委員会委員の委嘱に関
し, 議決を求めることについて
 - 議案第5号 博物館協議会委員の解任に関し, 議決を求めることについて
 - 議案第6号 博物館協議会委員の任命に関し, 議決を求めることについて
 - 日程第3 議案第7号 函館市学校教育審議会委員の解任に関し, 議決を求めることにつ
いて
 - 議案第8号 函館市学校教育審議会委員の委嘱に関し, 議決を求めることにつ
いて
 - 日程第4 議案第9号 函館市立亀田小学校の敷地の変更に関し, 議決を求めることにつ
いて
 - 日程第5 報告事項
 - ・函館市学校教育審議会答申について
 - ・平成25年度教育費補正予算要求の内示結果について

■橋田委員長

- 開会宣言 午後1時30分
- 議事録署名人に, 河村委員, 小葉松委員を選任。
- 本日の日程のうち, 日程第5, 報告事項の2点目「平成25年度教育費補正予算要求の内示
結果について」を「秘密会」としたいがいかがか。
- 異議がないので, 秘密会とさせていただきます。
- それでは, 日程第1, 議案第1号「函館市立学校職員服務規程の一部改正に関し, 議決を
求めることについて」を諮る

■学校教育部長

- 議案第1号「函館市立学校職員服務規程の一部改正に関し、議決を求めることについて」説明する。
- このたびの改正は、道教委が北海道立学校職員服務規程の一部を改正し、営利企業等従事の許可願について、許可を受けた内容に変更が生じた場合の取扱いを明記したことから、当市においても規定を整備しようとするものである。
- これにより、変更が生じた場合には書面による届け出が必要となり、この規定の整備と併せて、営利企業等従事許可願の様式についても、従事することによる影響や不動産等の賃貸の場合について改めている。
- なお、訓令の施行期日は公布の日とし、平成25年4月1日から適用するものである。

■橋田委員長

- 議案第1号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第2、議案第2号「函館市社会教育委員の解任に関し、議決を求めることについて」から議案第6号「博物館協議会委員の任命に関し、議決を求めることについて」を一括諮る。

■生涯学習部長

- 議案第2号から議案第6号までの5件について、順次、説明する。
- まず、議案第2号「函館市社会教育委員の解任に関し、議決を求めることについて」であるが、推薦団体からの申し出により、現委員 三国利栄子 氏ほか2名を、平成25年6月4日をもって解任しようとするものである。
- 続いて、議案第3号「函館市社会教育委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、解任委員の後任として、竹崎満里子 氏ほか2名を、平成25年6月4日から前任者の残任期間である平成26年3月10日まで委嘱しようとするものである。
- 続いて、議案第4号「函館市青少年芸術教育奨励事業企画推進委員会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、委員の任期満了に伴い、佐藤洋子 氏ほか4名を、平成25年6月18日から平成27年6月17日まで委嘱しようとするものである。
- 続いて、議案第5号「博物館協議会委員の解任に関し、議決を求めることについて」であるが、推薦団体からの申し出により、現委員 池上てるみ 氏を、平成25年6月4日をもって解任しようとするものである。
- 続いて、議案第6号「博物館協議会委員の任命に関し、議決を求めることについて」であるが、解任委員の後任として、野澤信子 氏を、平成25年6月4日から前任者の残任期間である平成26年2月21日まで任命しようとするものである。

■橋田委員長

- 議案第2号から議案第6号までは、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第3、議案第7号「函館市学校教育審議会委員の解任に関し、議決を求めることについて」および、議案第8号「函館市学校教育審議会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」までを一括諮る。

■学校教育部長

- 議案第7号および議案第8号の2件について、順次、説明する。

- まず、議案第7号「函館市学校教育審議会委員の解任に関し、議決を求めることについて」であるが、推薦団体からの申し出により、現委員 榎本選司 氏ほか4名を、平成25年6月4日をもって解任しようとするものである。
- 続いて、議案第8号「函館市学校教育審議会委員の委嘱に関し、議決を求めることについて」であるが、解任委員の後任として、品川真一郎 氏ほか4名を、平成25年6月4日から前任者の残任期間である平成25年8月31日まで委嘱しようとするものである。

■橋田委員長

- 議案第7号および議案第8号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第4、議案第9号「函館市立亀田小学校の敷地の変更に関し、議決を求めることについて」を諮る。

■生涯学習部長

- 議案第9号「函館市立亀田小学校の敷地の変更に関し、議決を求めることについて」説明する。
- 本件は、亀田小学校の敷地の一部を土木部へ所管替えし、敷地面積を変更しようとするものである。
- 現在、亀田小学校の敷地は、所在地「富岡町1丁目」、地番「1番2」のうち、土地面積は、17,955.01㎡である。
- このうち、土木部に引き継ぐ土地は、3.30㎡で、次ページの図面の赤色で示した部分である。
- これにより、変更後の亀田小学校の敷地は、土地面積17,951.71㎡となる。
- なお、この土地については、現在、土木部において、道路用地として予定しているものであり、所管替えによる教育活動や管理運営への特段の支障は生じないものと考えている。

■橋田委員長

- 議案第9号は、原案のとおり可決する。
- 次に、日程第5、報告事項の1点目「函館市学校教育審議会答申について」報告を求める。

■学校教育部長

- 昨年、平成24年7月2日付けで、函館市学校教育審議会に「函館市立小・中学校再編計画に基づく、第2グループ中学校の再編について」を諮問していたが、このたび、当審議会から教育委員会に対し答申があったので、その内容について、資料をもとに、報告する。
- 1ページをご覧いただきたい。平成25年5月24日に高村会長および青田副会長の両名から答申があり、教育長が答申を受けている。
- 2ページをご覧いただきたい。答申文の写しを添付している。
- まず、再編後の学校数および統廃合の組み合わせについてであるが、再編後の学校数

は、再編計画にある3校体制だけではなく、4校体制についても検討されたが、4校体制では、近い将来に再び統廃合が必要となることが想定されたため、中長期的に安定した学校規模を保持するため、3校体制とするという結論になっている。

- 統合の組み合わせについては、地理的条件、小・中学校の通学区域の連携、通学環境の観点から検討した結果、ア「凌雲中学校、光成中学校、的場中学校」の3校を1校に、イ「五稜中学校、大川中学校、桐花中学校」の3校を1校に、ウ「港中学校」は現状とすると記載されている。
- 2点目は、統合校の位置についてであるが、通学距離に極端な偏りが生じないように、通学区域内の中心に統合校があることを第1に、校地面積、現状の教室数、学校の周辺環境の要素も考慮に入れ、アの統合校は、現的場中学校の敷地、イの統合校は、現桐花中学校の敷地とすると記載されている。
- なお、この項目における「敷地」という文言についてであるが、現在の的場中学校あるいは桐花中学校に他の2校を吸収統合するというのではなく、それぞれ3校を統合して新しい学校をつくるという観点から、このような表現となっている。
- 3点目は、通学区域についてであるが、進学時の不安を軽減させるため、できるだけ一つの小学校から同じ中学校に進学できるようにするというのを考慮すると、(1)から(5)のエリアについて、通学区域を変更することが望ましいと記載されている。
- 最後に付帯事項であるが、「統廃合はできるだけ速やかに進めるよう努めること」、「通学区域の設定においては、保護者の意向を組み入れるよう努めること」、「統合校の施設は快適・安全かつ多様な学習展開を可能とする教育環境となるよう努めること」の3点が学校教育審議会から教育委員会に対しての要望事項としてあげられている。
- 4ページから5ページは、答申に添付された資料である。
- 4ページは、学校規模の見込と通学区域についての資料である。
- まず、再編後の通学区域ということで、図が3つ並んでいる。左側の図が再編前の通学区域で、中央の図が、通学区域の調整を行う前の統合校の通学区域を示しており、統合校の位置が白丸で表示されている。
- 青い線で囲まれている区域がア（凌雲・光成・的場）の統合校の校区、赤い線で囲まれている区域がイ（五稜・大川・桐花）の統合校の校区となっている。
- 右側の図は、答申にある通学区域の調整を行った場合の通学区域を示している。
- 次に、統合校の学校規模の見込みであるが、平成36年度までの学級数および生徒数の推計が記載されている。
- 2校とも平成36年度まで15学級以上の規模を維持できるという見込みになっている。
- 5ページは、再編前と再編後で対象の小・中学校の通学区域の関係がどのように変わるのかを示した図になっている。
- 再編前は多くの小学校が複数の中学校に分かれて進学しているが、再編後は、1つの小学校から1つの中学校へ進学する学校が多くなり、小・中学校の通学区域の関係がかなり整理されることがわかると思う。
- なお、今後については、この答申を尊重し、具体的な内容について検討したうえで、保護者や地域住民の皆様への説明会を開催し、十分な理解を得ながら統廃合を進めてまいりたいと考えている。

■橋田委員長

- 報告事項の1点目について何かあるか。

■河村委員

- 統合した場合は、学校名を変えるのか。

■学校教育部長

- これからの検討になる。

■河村委員

- 統合校以外の残りの2校はどうなるのか。

■生涯学習部長

- これまでは保管庫として活用しているケースが学校の場合は多く、また社会人への学校開放での活用もあったので、活用方法については、これからの検討となる。

■佐藤委員

- 校区が広がると通学距離、時間が長くなると思うが、通学路の安全面への配慮を今後、考える必要があるのではないか。

■学校教育部長

- 校区については、統合校を中心として、少なくとも半径2km以内としており、通学時間を30分前後に想定をして、統合の範囲を決めている。
- 子どものたちの流れも変わってくるので、あらためて、通学路の状況を見ていくことが必要となってくると思う。

■橋田委員長

- 次に、報告事項の2点目「平成25年度教育費補正予算要求の内示結果について」報告を求める。

(秘密会につき、会議録省略)

■終了宣言

- 午後2時20分

議事録署名人 河 村 祥 史

〃 小葉松 洋 子

調製者庶務係 水 山 学